

旅行業法について

国、地方公共団体、公的団体又は非営利団体が実施する事業等（運送や宿泊を伴うツアー）においても、事業内容によっては、旅行業登録を必要とする場合があります。

事業等の実施の際は、旅行業法に照らし、当該団体が旅行業登録を取得するか、若しくは、旅行業者を介するか等を、当該団体において適切にご判断ください。

旅行業登録を取得しないまま旅行業を行うと、無登録営業となり、懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併料となりますので、ご注意ください。

<旅行業とは>

旅行業とは、報酬を得て、旅行者（消費者）のために、運送・宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、又は取次ぎをする行為等を行う事業です。これを営もうとするときは、旅行業法に基づき旅行業等の登録が必要です。

<旅行業法を適用しない事業とは>

旅行業法を適用しない事業には、営利性、事業性がないことが求められます。

営利性、事業性がない事業とは、下記①から③の全てに該当するものです。

- ①参加費等名目を問わず参加者から徴収する金員では、収支を償うことができないこと
- ②日常的に反復継続して行われるものでないこと
- ③不特定多数の者に募集を行うものでないこと

また、旅行業法を適用しない事業であっても、事業実施の際、事業者には、旅行者の安全確保策として、旅行に関連する法令違反を犯すことがない程度の知識も求められています。

<参考リンク>

■旅行業法について【観光庁ホームページ】

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/ryokogyoho.html>

■旅行業・旅行サービス手配業登録関係【大阪府企画・観光課ホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=10236>

■自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて通知（平成29年7月28日付け観 観 産第173号）

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000107.html